

雇用関係確認書類としての健康保険証の取り扱いについて

令和7年12月15日

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が停止され、それまでに発行された健康保険証については最長で令和7年12月1日まで使用可能とされていましたが、令和7年12月2日以降は健康保険証が使用できなくなりました。

建設工事における現場代理人及び主任技術者等、測量、建設コンサルタント業務等の業務主任技術者等が入札参加者と直接かつ常時雇用関係にあることを確認する場合に、これまでには健康保険証で雇用関係が確認できることとしておりましたが、令和7年12月2日以降は健康保険証を雇用関係確認書類としては認めないこととし、雇用関係は次に掲げるいずれかの書類の最新の写しにより確認しますので、ご提出くださいますようお願ひいたします。

- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・住民税特別徴収税額の決定・変更通知書
- ・監理技術者資格者証
- ・所属企業の雇用証明書

【問い合わせ先】
総務部契約検査課
TEL 0866-92-8285